

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ<sup>+</sup>



No.31

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 不当請求と借金

ワンクリック請求の被害にあった時は、お金を払わずに、無視することが対処法です。対処法を知らないで、あわててキャッシングでお金を用意し、支払ってしまったという相談が寄せられます。ワンクリック請求で支払ってしまったお金を、相手から取り戻すことはほぼ不可能です。

その上、被害にあったというつらい状態の中で、キャッシングで借りたお金は返済しなければなりません。なぜなら、キャッシング会社からみれば通常の借金契約であり、被害にあったことが返済をしなくていい理由になるものではありません。

支払いができない時は、債務整理などの方法をとることになります。



ほんとーに  
こんな相談ありました



ネットのコンテンツ利用料が未払いだと突然メールが来た。「お金を支払わなければ」と相手に言われるがままコンビニで何かのカードを10万円分購入し、そのカードに記載されている番号を相手に教えてしまった。家族に話したら、そのカードはプリペイドカードだという。

カードの番号を相手に伝えることは10万円を相手に譲ってしまうのと同じことです。よくわからない請求が来たら、お金を支払う前にご相談ください。

## 4月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■|=1件)

店舗購入	■■■	20件
訪問販売	■	1件
訪問購入	0	0件
通信販売	■■■■■	32件
連鎖販売	0	0件
電話勧誘	■■■	12件
送り付け商法	0	0件
無店舗販売	■■■■	5件
不明	0	0件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / [kouiki@tono-seibu.org](mailto:kouiki@tono-seibu.org)

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)